

化学物質管理状況監査について

岡山大学環境管理センター
加瀬野悟

環境管理センターは、岡山大学化学物質管理規程第 14 条および規程実施要項第 9 条の規定に基づき、平成 22 年度より化学物質管理状況監査を行っている。

監査は、本学の化学物質管理について規程および要項に準拠し、管理体制、管理状況の検証を行い、化学物質管理の改善および管理効率の向上を期することにより、本学の化学物質管理の徹底に資することを目的としている。「毒劇物の受払簿と保管数量の照合作業の実施状況」、「化学物質等の引継ぎ・持込み状況」、「化学物質の管理状況と管理体制の確認」および「化学物質管理責任者等の選任等」を中心に、今後の諸課題等を踏まえ監査を行っている。

監査実施者は、環境管理センター教員および安全衛生部職員である。

I. 監査実施事項および監査方法

監査は、書面審査と現地調査により行っている。

(1) 書面審査は全部局について行っており、審査内容は以下の通りである。

監査前に提出依頼を行った当該年度の「化学物質管理状況に関する調査票（部局用）」および前年度の「化学物質等の数量の照合結果」（学長への定期報告）の書面により、毒劇物の受払簿と保管数量の照合作業の実施状況を確認する。

「化学物質管理状況に関する調査票（部局用）（化学物質取扱・保管責任者用）」により、化学物質の引継ぎ・持込みの審査を行う。

「化学物質管理状況に関する調査票（部局用）（化学物質取扱・保管責任者用）」、前年度の「化学物質等の数量の照合結果」（学長への定期報告）、および前年度分の「化学物質管理責任者等の選任等」（学長への届出）の確認によって、化学物質等の保管管理状況と管理体制の審査を行う。

(2) 現地調査は書面審査の結果および現地調査未実施部局を考慮し、現地調査対象部局を選出している。現地調査を実施した部局は年度毎に以下の通りである。

平成 22 年度：教育学部、薬学部、工学部、農学部、資源植物科学研究所、
異分野融合先端研究コア

平成 23 年度：医歯薬学研究科、医学部、保健学研究科、医学部病院、理学部、環境理工学部、
農学部

平成 24 年度：社会文化科学研究科、教育学部附属中学校、理学部附属牛窓臨海実験所、
三朝医療センター、薬学部、工学部、保健管理センター、学務部、
教育開発センター、自然生命科学研究支援センター、
埋蔵文化財調査研究センター、地球物質科学研究センター

現地調査対象部局に対しては、化学物質管理状況監査の概要について事前説明を行っている。

現地調査では、部局担当者等と共に、「化学物質照合作業報告書」、「化学物質等引継ぎ確認書」、および「化学物質等持込み確認書」を確認した後、当該部局内の「化学物質取扱・保管責任者」が管理する保管庫等の一部に対し、次に示す事項について確認している。

- ①引継ぎ確認書，引継ぎ等（被引継ぎ者）
- ②照合作業の実施状況（受払簿等）
- ③化学物質等の保管管理状況
- ④危険物，高圧ガスボンベ等の管理状況
- ⑤作業環境管理，健康管理の実施状況
- ⑥化学物質管理責任者，化学物質取扱・保管責任者等からの事情聴取等
- ⑦その他化学物質管理に関して監査実施者が必要とした事項

II. 監査結果

平成 22 年度から 24 年度までの監査において、指摘した主な事項を以下に列記する。

(1)書面審査結果

- ①「化学物質等の数量の照合結果」（報告）が未提出の部局があった。
- ②「化学物質管理状況に関する調査票（部局用、化学物質取扱・保管責任者用）」が未提出または提出期限を大幅に過ぎてから提出した部局があった。
- ③化学物質の引継ぎ・持込みの確認について確認書による確認作業を実施していない部局があった。

(2)現地調査

- ①化学物質照合作業報告書の不備
 - ・化学物質照合作業報告書がない。
 - ・化学物質照合作業報告書に添付する照合作業を行った化学物質のリストがない。
 - ・添付リストに，照合作業日，照合チェック(符号)，毒物・劇物の区分の記載がない。
- ②化学物質の引継ぎの不備
 - ・引継ぎ確認書に引継がれた化学物質の添付リストがない。
 - ・引継ぎ確認書を作成していない。
- ③毒劇物保管庫の不備
 - ・毒劇物保管庫で，表示が適正でない。
 - ・毒劇物保管庫内で，毒物，劇物，および一般試薬を混在している。
 - ・食品容器に劇物を保存している。
 - ・小分けした劇物の容器に「医薬用外劇物」の表示がなされていない。
 - ・毒劇物保管庫内で化学物質の漏れがあった。
 - ・毒劇物保管庫が固定されていない。
 - ・教官居室を毒劇保管庫として使用している。
- ④化学物質受払簿の不備
 - ・化学物質受払簿で，照合作業日の記載がない。
 - ・化学物質受払簿で，毒物・劇物の区別，使用日等の記載がない。
 - ・風袋重量管理を行っていないため重量確認が適正でない。
- ⑤化学物質のリストの不備
 - ・保管する化学物質のリストが作成されていない。
- ⑥化学物質の処分
 - ・使用しない化学物質を保管している場合があった。
- ⑦事故時等の場合の緊急連絡先掲示の不備
 - ・事故時における緊急連絡先についての掲示がなされていない場合があった。
- ⑧危険物の過剰保管
 - ・一部の研究室で，消防法に基づく指定数量以上の危険物を保管している。
- ⑨高圧ガスボンベの固定の不備
 - ・高圧ガスボンベが十分に固定されていない。

環境管理センターは、平成 25 年度以降も化学物質管理状況監査を実施する予定である。